

琵琶湖保全再生施策に関する計画(原案)に対する県民政策コメント等の実施結果について

1 県民政策コメント等の実施結果

平成 28 年 12 月 26 日 (月) から平成 29 年 1 月 26 日 (木) までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱 (平成 12 年滋賀県告示第 236 号) および琵琶湖の保全及び再生に関する法律 (平成 27 年法律第 75 号 以下「法律」という。) の規定に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画(原案)に対する意見・情報の募集等を行った結果、33 者(個人、団体等)から161 件の意見・情報が寄せられました。

また、法律の規定に基づき、並行して実施した関係地方公共団体に対する意見照会の結果、5 団体から10 件の意見がありました。

※関係地方公共団体：県内市町、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民 団体等	市 町 関係府県市
1 計画期間	1	0
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針	2	0
3 琵琶湖の保全および再生のための事項	—	—
(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項	3 4	1
(2) 水源のかん養に関する事項	9	0
(3) 生態系の保全および再生に関する事項	3 0	1
(4) 景観の整備および保全に関する事項	1	1
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	3 4	5
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	5	0
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	2	0
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項	4	0
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項	3	1
その他、計画全体に係る事項	3 6	1
合 計	1 6 1	1 0

3 今後の予定

平成 29 年 2 月 14 日

琵琶湖保全再生対策特別委員会

3 月 14 日または 15 日

琵琶湖保全再生対策特別委員会

3 月

主務省庁への法定協議

計画決定